

海外派遣プログラム報告書

I 概要

- ①氏名：堺有光子
- ②派遣先：Mcdermott Will&Emery 法律事務所 Paris オフィス
- ③派遣期間：2018年7月9日から2018年8月3日

II 業務内容

業務期間を通じて課された業務内容としては、事務所が毎年公開する競争法関連事案のアンニュアルレポート作成の手伝いがあります。具体的には、2018年になってから出された General Court の判決や Court of Justice の判決、EU Commission の決定について英語でサマリーを作成するというものです。1か月の期間を通じて、私は、4つのサマリーを書



きました。基となる判決や決定の長さは、各事案ごとに異なりますが、長いもので300頁を超えるものもあり、それを英語でサマリーにまとめるという作業は大変勉強になりました。また、書きっぱなしというわけではなく、担当のパートナーの先生から加筆修正を頂き、それを踏まえて再度修正するという過程もあったため、英語の使い方や英語での法律文書の書き方等も学ぶことができたと思います。

担当のパートナーの先生が日本企業のクライアントと会議をする際には、その会議に同席をさせてもらいました。会議自体は英語で行われるのですが、英語のリスニングはもちろんのこと、日本企業が欧州に進出するにあたってどういう点で困っているのかということや今どこを狙っていて何をしようとしているのかという点等普段は決して聞くことのできない内容を知ることができ、大変面白かったです。また、Mcdermott の Paris オフィスは日本企業のクライアントをととても大切にしているようで、会議には4人のパートナーの先生が同席するというのもあったのですが、その際には、各パートナーの先生が各々の専門分野に関連して興味のある質問を当該クライアントに対して投げかけており、そのような視点を知ることができたのも貴重な経験でした。日本の方との会議に出席したのは、派遣期間を通じて2回でした。

私が競争法に興味を持っていたことを伝えていたこともあり、現在実際に係争中の競争法事案（から民事訴訟に発展しつつある事案）のクライアントとの電話会議にも一度参加させてもらいました。クライアントはドイツ企業で、会議は全て英語で行われていました。時間の関係で、事前に何も聞かされずに会議に飛び入り参加したため、クライアント名や関係企業名等を含め、内容を聞き取るのに苦労しましたが、会議後にメモランダム等の関係書類を一式もらい、内容を確認することができました。当然ですが、クライアントがフランス企業の場合、全てフランス語で会話がなされるため、英語での会議はあまり多いようではありませんでしたが、英語で行われる競争法関連の会議がある場合には、参加させてもらっていたと思います。

日本企業との会議や競争法案件における会議など、会議中に話に上がったことに対するリサーチが要求されたことも計3回ありました。1つ目は、日本企業のクライアントの方との間で日本における仲裁機関の発展についての話になり、2018年に日本で開設された関西の仲裁機関についての情報をあらゆる限り調べてくれというものでした。その際には、安倍総理が日本への仲裁機関の誘致について何か発言していないかを確認するようにも言われ、視点として興味深いなと思ったのを覚えています。2つ目は、日本における子会社の法律違反行為に対する親会社の責任についてのリサーチです。欧州では、子会社の競争法違反行為に対して親会社も連帯責任を負うという判例が確定しており、その点について日本でもそのようなことが起こり得るのか調べてほしいというものでした。日本では、現状そのような法制度になっていないため、公取委の発表している課徴金制度の改正案やその動向についてまとめてリサーチとして提出しました。また、このリサーチは子会社の違反行為に対して責任を負わされている親会社のクライアントとの会議後に出されたものであったため、親会社子会社関連の事項が問題とされた日本の判決等もまとめて提出しました。3つ目は、これまでEU Commissionによって親会社が子会社による違法行為の責任を負わされている事案で、どのような事実関係が確認されているかを調べてほしいというものでした。この時は、400頁程あるCommissionの決定の中から、関係する部分を洗い出して、表の形にしてリサーチとして提出しました。日本の場合、子会社親会社というくくりだけで法律違反や制裁が決まることはなく、親会社が実際に違反行為を行っていたかが問題となると思うのですが、EUでも結局は同様の検討をしているといえるのではないかと考えることもでき、大変面白いリサーチでした。研修期間中、3つ目のリサーチには大変時間をかけたように思います。また、このリサーチに関連してCommissionの決定後に当事者が争い、判決まで出されていたため、当該判決のサマリー作成と当該カルテル案件に関わった会社に対する世界各国での課徴金や刑罰の情報についてもリサーチしてまとめました。

派遣期間中、日本語訳を頼まれることが多いのかなと思っていましたが、私が派遣された年は、担当パートナーのジャック先生がロースクールのサマースクールには出席されない関係か（今年のテーマはアメリカ法についてだったと思います）、業務内容は全て読み

書き共に英語で行うものでした。日本の企業に紹介したい事案だからということで、カルテル参加者である犯罪人の引き渡しに関する事案についてサマリー後に和訳も求められたことがありましたが、派遣中日本語を使ったのはその1件だけでした。

私の場合、派遣後2日目までは仕事が求められず、ゆるりと過ごすという感じでしたが（1日目はIT研修や各先生への挨拶等で1日が終わります）、一度仕事が割り当てられて以降は、先生や秘書の方が仕事の量（やることあるか？）を気にしてくれたため、あっという間に忙しくなり有意義な時間を過ごすことができました。

III レポート

派遣先で得た知見、印象を受けたこと、研修で学んだこと等につき、上記業務内容で触れたもの以外のことに関して、以下箇条書きで記します。

・Paris オフィスでの仕事及び語学について

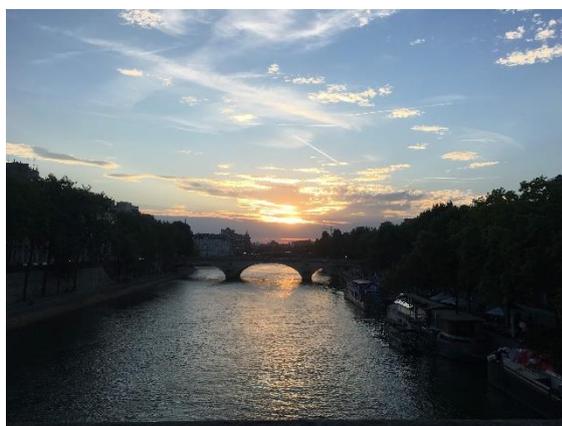
Paris オフィスは、廊下や電話等職場で話される言語は、90%以上フランス語です。私のデスクも含め、フロア内のデスクは基本的にドアを開けたままにしているため、事務の方々の電話や隣のデスクの先生の電話等を執務中ずっと聞くことができます。私は、学部時代にフランス語を第二外国語としており、一定程度勉強もしていたのですが、当初事務所に来たときは、日常会話やビジネス会話で話されるフランス語の速さが想像以上に速かったために、何も聞き取れず、衝撃を受けたのを覚えています。また、日本で習う文章の切れ目や挨拶の切れ目とネイティブの方々が普段普通に話す話し言葉の切れ目は異なることも多く、日常的にそれらの会話を耳にすることができたおかげで、1か月経つ頃には、聞き取れる単語やセンテンスが圧倒的に増えると同時に、私にとっては独特のセンテンスの切れ目にも慣れたように思います。私自身は、フランス語を勉強したいと思っはいるものの、司法試験後にあまり時間がとれないまま Paris に来てしまいましたが、日本では決していることのできない環境に必然的にいさせてもらうことができ、リスニング力とまでは言わないものの、フランス語に慣れた耳を作ることはできたのではないかと思います。大変ありがたく思っています。帰国後もこの耳を失わないうちに、連続的にフランス語の勉強を続けようと強く決意することができました。

関連して、先生方の語学力についてですが、お昼をご一緒した先生や会議で同席した先生と話をしていると、フランス語・英語はネイティブレベルであることが当然の上で、もう一言語をネイティブに近い程度に話せるという方ばかりでした。また、言語の習得に関して、自身の第二外国語として何を選ぶかというのも自ら今後行うであろう仕事と関連付けて考えておられる方が多く、また、他者と比較したときの自分の市場価値を上げるためにあえてマイナー言語に挑戦している方など、自分の仕事と関連付けて語学を真剣に習得しており、今後私が生きていく上でも参考になるなという考え方を身をもって感じる事ができました。フランス語母語話者にとってのフランス語・英語の習得のしやすさは日本

語母語話者にとっての日本語・外国語と比較してやはり楽というものはあるかもしれませんが、知り合ったフランス人に話を聞いていると、フランス人が多言語を話せる理由の一つに、カリキュラムとして存在する高校大学時代の外国への留学制度があるように思います。大抵の人は、必修として高校や大学時代に外国へ半年から1年程度留学し、その土地の言語を学ぶとともに、意識として多言語を話せるようになるべきであるという考え方が自然と身につくのではないかと思います。私の場合、大学時代に留学のプログラム等是一部用意されてはいるものの参加せずにここまで来てしまったため、外国語を手段として使って何かをするというのは初めての経験でしたが、もっと早くにしておけばよかったという後悔はインターン中にずっと積もっていました。とはいえ、ロースクール卒業後という社会人になる前のこの時期に、切にそのことを思い知らされるプログラムに参加させて頂く機会を頂けたことは、スタートとして早くはないものの、意識の切り替えとして私の中で本当に意味のあることでした。私のインターン中にはちょうどフランスのロースクールを卒業してデータプロテクション部門のインターン（半年程度）として働き始めた日本人の女性の方がおり、その方は、私とほぼ同年齢でしたが、日本語フランス語が文字通りペラペラで英語も普通に話せる・使えるという状態で、自身の言語能力の低さにフランスにいながら日々焦燥感が溜まっていったのも事実です。業務等を通じて有意義な時間を過ごす一方で、言語能力に対しては悔しさや焦燥感を感じることも多かったため、この悔しさをバネに日本に帰国してから仕事に就くまでに本腰を入れて語学を勉強しようと思うことができました。日本で弁護士となるとしても、今後例えば仲裁であったり、競争当局とのやり取りであったりで相手にするのは外国人であることも確実に増えていく中で、言語という手段の部分で意思疎通を上手くとれないことはもったいないことである上、その部分で遅れをとってしまっていることはとても情けないことだと痛感させてもらったこともこのプログラムに参加して得た大きな知見であると思います。

・バカンスについて

同じプログラムに参加した同期と話を
する機会も何度かありましたが、同じ事務
所でも Brussels オフィスと Paris オフ
イスでは様相が違うようで、バカンスは
やはり、Paris ならではの習慣のよう
です。私がインターンとして参加した時期
は、まさにバカンスが始まりつつある時
期でみんなすれ違い様や休憩時には今年
のバカンスの話ばかりしていました。イン
ターン参加後3週目あたり（7月3週目あたり）がバカンス出発のピークなようで、私
の派遣期間の最終週頃（8月1週目あたり）は事務所内稼働率15%くらいといった状況



で、事務所の中も静かで閑散としていました。私の担当をしてくれていたジャック先生も2週目末にバカンスに出してしまったため、その際に大量の資料を渡されてリサーチを任せられ、彼のバカンス中に私はそれに取り組むといった状態でした。そのこともあってか、1週目2週目の彼のいる間には、できるだけ多くの英語案件や日本人の関わる案件に参加させて頂いたように思います。バカンスは3週間から4週間取るのが一般的で、よっぽど忙しいパートナーの先生（ジャック先生等オフィスを代表する先生4.5人程度）以外は基本的にみんな時期は少しずつずらしながら（とはいっても、上述したようにピーク時はどうしても被ってしまうようですが）しっかりとっていました。この点については、事務所内の弁護士の先生とお昼時に少し話しましたが、フランスではクライアントにあたる人もみんなバカンスをとるため、必然的に弁護士も休めるということでした。日本人は働きすぎであるというのは、フランスでも認識されているようでしたが、その際に話していて私も考えたこととして、弁護士の働きすぎや一業界の働きすぎという観点というよりも、国が何らかの制度として仕事の稼働時間等に関する枠組みを作らない限り、日本の現状を変えることは難しいのではないかとすることがあります。「自分の契約時間以上に働かなければいいじゃん！」と外国人には軽く言われ、それ以上に働くことについて「何で働くの？」という当たり前のような疑問を投げかけられることは多く、もっともといえばもっともなのですが、日本のこれまでの社会状況を鑑みると、今の経産省の取り組みのように国が上から何らかの制度を作ることが必要になるのだろうかと考えをめぐらすことができました。

このような機会を頂き、プログラムの運営等にご尽力して下さいました先生方や事務局の方々に心からお礼申し上げます。

